

# いじめ防止基本方針

葛巻町立小屋瀬小学校

## I いじめとは

### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与えたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より 】

### 3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところでおこなわれることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II いじめ対策委員会の設置と組織

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められている。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

## 1 委員会の構成員

委員長：校長

委員：副校長、生徒指導主事、養護教諭、該当学年担任

## 2 委員会の役割

### (1) 相談体制の拡充

- ① いじめに関する事案が発見された場合は、速やかに管理職に報告
  - ・ 情報を得た教職員は、管理職に報告するものとする。
  - ・ 校長は、生徒指導主事・担任による注意・指導で解決を図ることができる事案かどうかを判断する。解決を図ることができないと判断した場合は、臨時委員会を開催する。
  - ・ 臨時委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。
- ② 外部機関との連携
  - ・ 事案によっては、委員長は葛巻町教育委員会に随時情報を伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。
  - ・ 警察と連携が必要な事案に関しては、いじめのレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には、被害者・被害者の保護者の意向をよく聞き、適切に対応する。
- ③ 再発防止の取組
  - ・ 指導後、改善がみられた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携、外部機関との連携など）を行う。

### (2) 実態把握の改善

校内委員会は、いじめに関するアンケート・教育相談を適切な時期に実施する。

### (3) 教職員の取組支援

- ① いじめ防止対策に関する指導資料の活用  
校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介する。
- ② 教職員研修の実施  
校内委員会は、いじめ防止に関わる研修を実施する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめの防止  
校内委員会は、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

## 3 年間を見通したいじめ防止指導計画

4月	第1回いじめ対策委員会（方針確認）
6月	教育相談①
8月	第2回いじめ対策委員会（中間報告・いじめ防止に関わる研修会）
9月	心と体の健康観察（震災後の心のケア）*必要に応じて教育相談実施
11月	教育相談②
2月	教育相談③ 第3回いじめ対策委員会（まとめ）

年間計画 道徳教育の全体計画に位置付け

会議日程：年3回開催

いじめ防止校内委員会（方針確認、中間報告、年度のまとめ等）

臨時委員会は事案発生時に開催

防止対策：道徳、特別活動、学校行事等

早期発見：生活アンケート、教育相談、個別面談計画等

### Ⅲ 未然防止のための取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

#### 1 児童や学級の様子を知るためには

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

#### 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

#### 3 児童のまなざしと信頼と教職員の協力体制

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

#### 4 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

##### ① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等にふれれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

又、保護者や地域の方への働きかけとしてPTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会やPTA・学校・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

##### 〈実践例1〉授業参観等

授業参観において、保護者の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。

学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。

学級活動で、いじめについて学級で考えるにあたって、保護者にインタビューをする課題を出す。

(例) 「いじめのない、互いに認め合う学級になるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

##### 〈実践例2〉学級通信・学年通信

いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

##### (例1) 【標語募集】

学校では、児童会が中心となり、「STOPいじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

##### (例2) 【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、心がけていることを教えてください。

#### IV 早期発見

いじめは、早期発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

##### 1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

##### 2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと求められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応を取ることが必要である。

分類 《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	--▶脅迫、名誉棄損、侮辱
イ	仲間外れ、集団による無視	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする	-----▶暴行
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	-----▶暴行、傷害
オ	金品をたかられる	-----▶恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	----▶窃盗、器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	--▶強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	-----▶名誉毀損、侮辱

##### 3 いじめが見えにくいのは

###### いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で、行われている形態《カモフラージュ》

###### いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、

①親に心配をかけたくない

②いじめられる自分はダメな人間だ

③訴えても大人は信用できない

④訴えたらその仕返しが怖い

などといった心理が働くものである。

###### ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校

へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

#### 4 早期発見のための手立て

##### **日々の観察** ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

また、教室には日常的にいじめの相談窓口があることを知らせる掲示をする事が大切である。

##### **観察の視点** ～集団に見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動がみられた場合、グループに対して適切な行動を行い、関係修復にあたる必要がある。

##### **日記の活用** ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

##### **教育相談** ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる事が重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、学期1回運動会、学習発表会、スキー教室が終了後に設定する。

##### **いじめ実態調査** ～アンケートは、実施時の配慮が必要である～

実態に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

#### 5 相談しやすい環境づくり～相談しやすい環境づくりを進めるためには～

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

##### ① 本人からの訴えには、心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

##### ② 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童

の目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

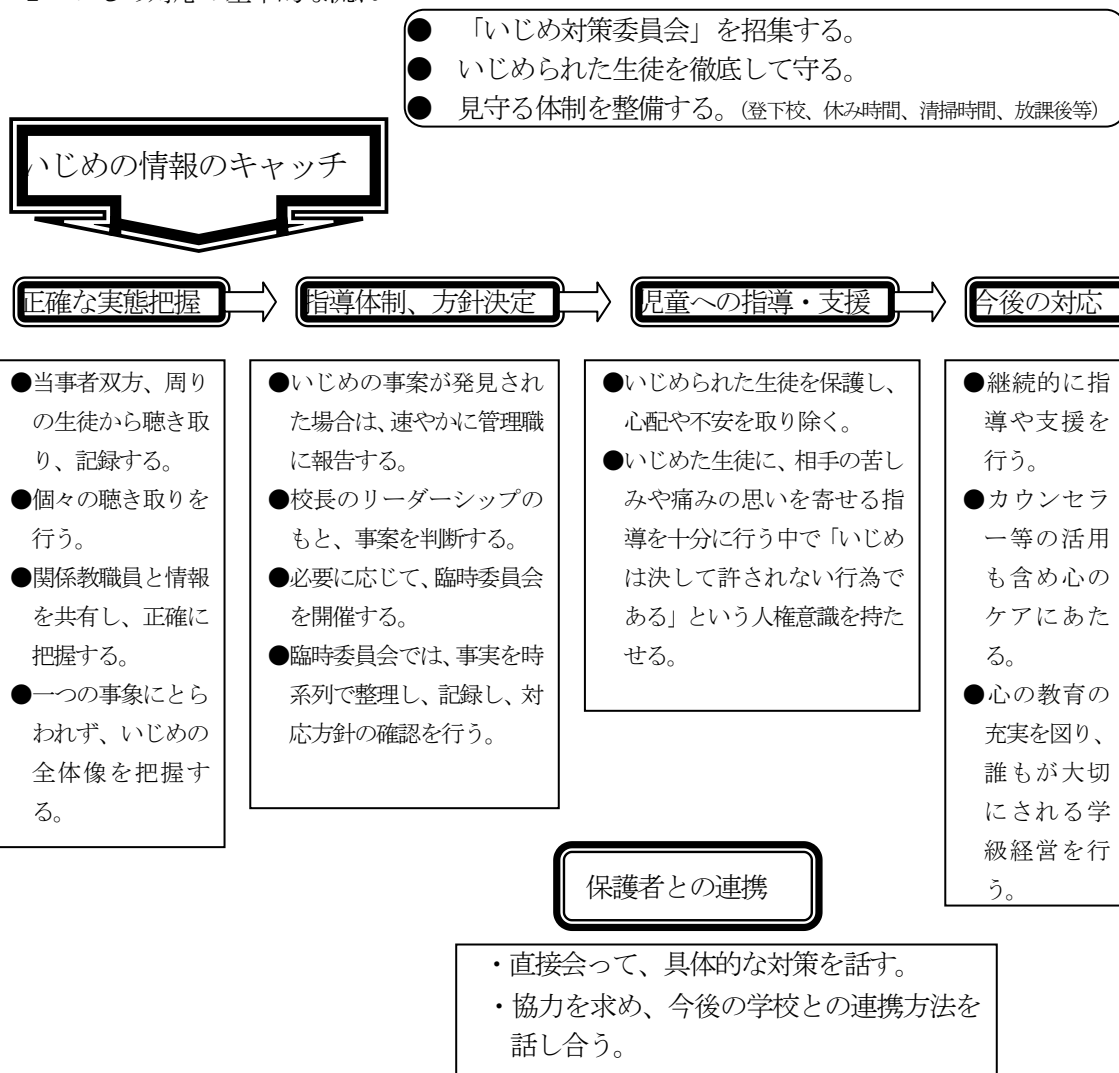
児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

## V 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

### 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う必要がある。

状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（担任・指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。

いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

必要に応じて教育委員会の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

### 把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

児童生徒の個人情報  
は、その取扱いに  
十分注意すること

## 3 いじめが起きた場合の対応

### ① いじめられた児童に対して

#### ○ 児童に対して

事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

必ず解決できる希望が持てることを伝える。

自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### ○ 保護者に対して

発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。



② いじめた児童に対して

○ 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 迅速に対応するためには

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。